

## 守口市庁舎会議室一覧表(別紙)

(使用料は1室あたりの金額です)

	部屋の広さ	定員(人)	使用料 ※1 (30分につき)	使用可能備品	飲食	飲酒	飲酒可能時間	ケータリングの利用
相談室101	21㎡	10	60円	無	不可(お茶等は可)	不可	-	不可
相談室102	21㎡	10	60円					
会議室103	126㎡	45	410円	有 ※3	可	可	開庁日 18時以降  閉庁時 9時から22時まで	可
会議室104	99㎡	42	320円					
会議室105	99㎡	42	320円					
会議室106	121㎡	72	390円					
会議室701	32㎡	18	100円	無	可	不可	-	不可
会議室702	29㎡	18	90円					
会議室703	45㎡	24	140円					
会議室1001	27㎡	8	400円					
会議室1002 ※2	17㎡	6	250円					
会議室1003	17㎡	6	250円					

※1 市民等(市内在住・在学・在職の方)以外の使用は1.5倍、営利を伴う使用は市民等が1.5倍、市民等以外は3倍となります。1円未満は切捨て10円未満は10円単位に切上げます。  
なお、端数処理は計算の最後に行います。

※2 10階会議室について  
会議室1001、1002、1003で飲食を希望する場合は、パントリー(給仕室)にある電子レンジ及び冷蔵庫を利用することができます。  
利用を希望する場合は、仮予約または本予約時に申し出てください。

※3 会議室103、104、105、106の使用可能備品について  
それぞれの会議室において、マイク(手に持つタイプ1本及びピンマイク1個)の使用が可能です。  
また、会議室103については、備え付けのプロジェクターとスクリーンの使用が可能です(HDMI及びVGAが使用できますが、接続ケーブルはありませんので、各自でご用意ください)。

※4 原則、庁舎内及び近隣の迷惑となるおそれがあるような大音量の音楽等の演奏又は再生はできません。

会議室の使用に際しては、申請内容により許可できない場合があります。また、会議室等を災害時の避難場所や選挙の会場に使用する場合などは、使用許可書の交付後であっても許可を取り消すことがあります。(新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、市の判断により、本許可を取り消すことがあります。)

### 【本庁舎内のその他の会議室等について】

本庁舎内地下1階にある中部エリアコミュニティセンターにおいても、会議室等を利用することが可能です。

詳しくは、以下のURLからご確認ください。

<https://moriguchi-comm.jp/chubuarea/center/>

[https://www4.pf489.com/moriguchi/web/Wg\\_ModeSelect.aspx](https://www4.pf489.com/moriguchi/web/Wg_ModeSelect.aspx)

### 各会議室の使用の制限について

	相談室101～102	会議室103～106	会議室701～703	会議室1001～1003
楽器演奏等	×	○※1 ただし、業務時間内 を除く	×	○ ただし、周囲に影響 を及ぼさない範囲
BGMの使用	×	○※1 ただし、業務時間内 を除く	×	○ ただし、周囲に影響 を及ぼさない範囲

※1 楽器演奏等やカラオケ等によりマイクを使用し、大音量が想定される場合は、隣接する会議室の予約も必要です。